救急車による転院搬送依頼（フローチャート）

救急車による転院搬送の基本要件

以下のことを要請元医療機関の医師が判断している

①	緊急に処置が必要である
②	当該医療機関において治療が困難である
③	他に適当な搬送手段がない
④	転院先医療機関が確定している

① ～ ③の要件に全て該当していますか？

NO → 患者搬送事業者、タクシー、マイカー等、救急車以外の搬送手段で転院搬送してください。

YES ↓

④転院先医療機関は確定していますか？

NO → 転院先医療機関を確保してください。
※診療所等において、傷病者が心肺停止状態であったり、生命の危機が迫っている場合は、先に119番通報してください。

確保 → 119番通報してください

YES ↓

119番通報してください

↓

「転院搬送依頼書」を作成してください（別記様式）
※緊急性が高い等、依頼書を作成する余裕がない場合は、直接救急隊長へ内容を伝えてください

↓

救急隊長に「転院搬送依頼書」を手渡し、必要な指示をお願いします

↓

早期に転院搬送を開始します
原則として、医師、看護師の同乗をお願いします
同乗できない場合は、患者・家族等に説明し、了承を得てください